

1 電子申請について

第12回締切分から、原則電子申請システム（Jグランツ）を使用して申請することとなりましたが、Jグランツの入力内容と添付いただく申請様式の内容が異なっていること及び必要提出書類が添付されていないことが多く見受けられます。

申請内容が正しく判断できない場合、書類不備となってしまう虞があります。また必要提出書類が添付されていない場合、要件不備となってしまうます。入力前に申請様式の内容と添付書類を必ず確認してください。

（1）電子申請画面と申請様式とで異なっていることが多い項目

ア 「事業者名」、「代表者役職」、「連絡先担当者名」

※「事業者名」は英語表記・ローマ字表記・日本語表記も統一してください。

電子申請画面の「代表者役職」欄が空欄の方がいます。必ず入力してください。

「連絡担当者」は『代表者若しくは従業員』に限ります。申請にあたりアドバイスを受けた第三者が連絡担当者となっていないか、確認してください。

イ 「住所」、「連絡先担当者住所」

※『大字』、『小字』、『番地の表記』、『アパート(マンション)名』など、一字一句統一してください。

ウ 「補助事業で行う事業名」

※30文字以内であるか文字数を確認するとともに、一字一句統一してください。

（2）添付漏れの多い必要提出書類の例

ア 個人事業者で収支内訳書（または所得税青色申告決算書）の1面のみ提出された。

※記載の有無に関わらず、白色申告者なら収支内訳書の1～2面、青色申告者なら所得税青色申告決算書の1～4面全てを提出してください。

イ 個人事業主で確定申告書を書面提出したが、表紙に税務署受付印がないにも関わらず、「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」添付されていない。

※税務署が発行した「納税証明書(その2：所得金額の証明書)」原本を提出ください。

「納税証明書」は、別添のとおり「摘要欄」に「内事業所得金額」若しくは「内不動産所得金額」が記載されたものを発行するよう税務署に依頼してください。

ウ 個人事業主で電子申告をしているにも関わらず、「メール詳細（受信通知）」ではなく、会計事務所や税理士が発行した「電子申告完了報告書」が提出された。

※国税庁ホームページから出力した「メール詳細（受信通知）」を提出ください。

エ 過去の補助事業で採択されたにも関わらず、「(様式第8) 補助事業実施報告書」の写し（コピー等）が添付されていない。

注）上記イ、ウの内容は、①『法人の方で「賃金引上げ枠（赤字事業者）」を希望する際に提出する法人税申告書』、②『個人事業主の方で「創業枠」を希望する際に提出する開業届』にも適用されます。

2 申請書類について

申請書類の記載内容については、留意事項が各様式内若しくは公募要領別紙「応募時提出資料・様式集」に記載されています。提出前に間違いがないか、必ず確認してください（以下は過去の申請で誤りが多かった点を列挙したものです）。

※様式は、公募回ごとに内容が変更になりますので、必ず申請回の様式を利用してください（誤って、過去の様式で申請した場合は、採択の対象となりませんのでご注意ください）。

第14回締切分の様式には、左上に公募回が記載されていますので、ご確認をお願いします。

(1) 「様式2」の『売上高』、『売上総利益』、『経常利益』に誤りがある。

※決算書類のどの数字を転記すべきか確認してください。

(2) 「様式2」の『設立年月日』及び『代表者の生年月日』が和暦で記入された。

※西暦で記入してください。また、『代表者の満年齢』は公募要領別紙「参考資料」の『基準日』に基づき、正確に記入してください。

(3) 「様式3」の『Ⅱ. 経費明細表』『経費区分』欄に「①機械装置等費」「②広報費」…「⑩委託・外注費」以外の費目が記載されている。

※公募要領に記載の11種類の費目以外は記入しないでください。丸数字も記入してください。広告費、建物改装費、オープン代などは誤りです。

(4) 「様式3」の『Ⅱ. 経費明細表』『補助対象経費』欄の「税抜」「税込」が選択されていない。

※「税込」が選択できるのは「免税事業者」か「簡易課税事業者」のみです。

(5) 補助対象経費とならないものを「様式3」の『Ⅱ. 経費明細表』に含めている。

※その事業計画が採択されたとしても、当然、補助対象経費にはなりません。

(6) CD-R等に申請書等の所定のデータが書き込まれていない。

※提出前に、所定のデータがCD-R等にかき込まれているか、必ず確認してください。

注) 商工会地区で事業をしており、商工会から「(様式4) 事業支援計画書」の交付を受けたにも関わらず、商工会議所地区の申請フォームから電子申請を行ったり、商工会議所地区の全国事務局に紙媒体の申請書類一式を郵送した事案がありました。

各商工会で書類の最終チェックを行うとともに、申請先（申請フォーム、郵送先）について事業者の説明をお願いします。